



2021年5月17日

各 位

会社名 株式会社 ヨ シ ッ ク ス
代表者名 代表取締役会長兼社長 吉岡 昌成
(コード番号：3221 東証第一部・名証第一部)
問合せ先 執行役員 経営企画室室長 松岡 龍司
(TEL. 052-932-8431)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月24日開催予定の第36回定時株主総会での承認を前提として、①株式会社ヨシックスホールディングスへの商号変更および事業目的の変更、②監査等委員会設置会社への移行、ならびに③役付取締役の構成および名称の変更を決議いたしました。

上記各変更のため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、商号変更、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「商号の変更に関するお知らせ」、「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

(1) 商号および事業目的の変更

2021年1月1日付で持株会社体制に移行したことに伴い、持株会社である当社の役割、機能を明確にするため商号に「ホールディングス」を付すとともに、事業内容の多様化に対応するため、事業目的についても一部変更する等、所要の変更を行うものです。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

経営の透明性を一層向上させるとともに、意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(3) 役付取締役の構成および名称の変更

上記(1)、(2)の変更に伴い、役付取締役の構成を変更し、一部その名称を見直す

等、所要の変更を行うものです。

(4) 上記の変更に伴い条数の整備、その他の所要の変更等を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月24日(予定)

定款変更の効力発生日 2021年6月24日(予定)

以 上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は、株式会社ヨシックスと称し、英文では <u>Yossix Co.,Ltd.</u> と表示する。	第 1 条 当社は、株式会社ヨシックスホールディングスと称し、英文では <u>Yossix Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、 <u>次の事業を営む</u> ことを目的とする。	第 2 条 当社は、 <u>次の各号に掲げる事業を営む国内外の会社その他法人等の株式または持分を所有することにより、その事業活動を支配、または管理する</u> ことを目的とする。
1. ～ 5. <条文省略>	1. ～ 5. <現行どおり>
6. 不動産の管理、保有 <u>ならびに運用</u> <新設>	6. 不動産の管理、保有 <u>および運用</u>
7. ～ 9. <条文省略> <新設>	7. <u>不動産の売買、賃貸、仲介および斡旋</u>
10. <条文省略> <新設>	8. ～ 10. <現行どおり>
	11. <u>店舗用設備および店舗用什器備品の販売および賃貸</u>
	12. <現行どおり>
	2. <u>当社は、前各号の事業およびこれに付帯関連する一切の事業を営むことができる。</u>
第 3 条～第 4 条 <条文省略>	第 3 条～第 4 条 <現行どおり>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条～第 11 条 <条文省略>	第 5 条～第 11 条 <現行どおり>
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第 12 条 <条文省略>	第 12 条 <現行どおり>

<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役が招集する。代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 株主総会においては、<u>代表取締役が議長となる。代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第14条～第16条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 <条文省略></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 <新設></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 <新設></p> <p>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>2</u> 当社の取締役の選任については、</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第14条～第16条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 <現行どおり></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2</u> <現行どおり></p> <p><u>3</u> <現行どおり></p>
--	---

累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 当社の取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

<新設>

2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

<新設>

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 <新設>

<新設>

取締役会の決議によって、当社に社長 1 名を、必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

2 社長は当社を代表する。

3 社長のほか取締役会の決議によって、当社を代表する取締役を選定することができる。

(任期)

第 20 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から、当社に取締役社長 1 名を、必要に応じて取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

<削除>

<削除>

<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役が複数の場合または代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 24 条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p>第 25 条 <条文省略></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬等は、これを株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 27 条 <条文省略></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 24 条 <現行どおり></p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬等は、これを株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第 28 条 <現行どおり></p>
---	---

<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>(<u>員数</u>)</p> <p>第 29 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第 30 条 <u>当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第 31 条 <u>当社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集手続</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>(<u>監査等委員会の招集手続</u>)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等</u></p>
---	---

<p>開くことができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第<u>35</u>条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>監査役の報酬等は、これを株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第<u>37</u>条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>40</u>条 <条文省略></p>	<p><u>委員会</u>を開くことができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第<u>31</u>条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第<u>32</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>35</u>条 <現行どおり></p>
---	--

<p>(報酬等)</p> <p>第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 42 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 43～第 46 条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 37 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 41 条 <現行どおり></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 当社は、第 3 6 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第 3 6 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 7 条第 2 項の定めるところによる。</p>
--	--